

当プラザを支えてくださる皆様へ

2010年8月19日

認定特定非営利活動法人
グループケア・サポートプラザ

日頃より当プラザの運営につきご協力を頂き誠にありがとうございます。
皆様のご支援により当プラザは2001年12月にNPO法人として認可され、活動をしてまいりましたが、この度5月16日 国税庁長官より待望の「認定特定非営利活動法人」（通称認定NPO法人）資格の認定通知を受けることが出来ました。これは当プラザの運営組織、事業活動が適正で且つ公益の増進に資する要件を満たしていると国税庁長官が認定したものであり、私共も大変喜びまた誇りに思っております。これもひとえに創設以来当プラザを支えて下さった、ボランティア、会員、支援者の皆様のお陰と心より感謝致しております。

さて、この認定により皆様から頂戴致します寄付金につき、次のような税金の控除を行うことが出来るようになりましたので是非ご活用頂き、これからもご支援の程よろしくお願い申し上げます。

1：個人寄付について

個人の皆様のご寄付は特定寄付金とみなされ寄付金控除の対象になります。

具体的には、当該年の寄付金総額から5千円を引いた金額をその年の総所得合計額から控除できます。ただし特定寄付金の合計がその年の総所得額の40%を超える場合はその40パーセント相当額から5千円を引いて金額が控除出来る金額となります。

*個人の方がこの特別措置を受けるための手続き

通常の確定申告期間（毎年2月16日～3月15日）に所轄税務署を通じて手続きをして下さい。確定申告の際には当NPOが発行した領収書を必ず添付して下さい。

従って、当NPOが発行した領収書はその時まで大切に保管して下さい。

2：法人寄付について

法人の皆様からの寄付金は、一般の寄付金等の損金算入限度額とは別に、これと同額の範囲内で損金算入することが出来ます。損金算入できる金額の計算には、他の認定NPO法人や特定公益増進法人に対する寄付金も含まれます。

*特別措置を受けるための手続き

寄付をした日を含む事業年度の確定申告提出の際に申請書に必要事項を記入して下さい。当NPOが発行した領収書は大切に保管して下さい。

3：相続または遺産により財産を取得した方がその取得財産等を相続税の申告期限内に寄付を下された場合は、一部の場合を除き、その寄付金額には相続税が課税されません。

*特別措置を受けるための手続き

相続税申告書掲出の際に申告書に必要事項を記入し、当NPOが発行した領収書を添付してください。